



第 1 章 岐阜県教育振興基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

岐阜県では、2008年12月に県の教育施策を総合的かつ計画的に推進するための指針「岐阜県教育ビジョン」を策定し、確かな教育力で県民の期待に応える学校づくり、ふれあい豊かな地域で子どもたちをはぐくむ「県民総参加教育」を推進してきました。その中で、岐阜県型少人数教育による一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や、高等学校の授業改善の推進をはじめとした様々な施策を展開しながら成果を上げてきました。

そして、2014年3月には、「岐阜県教育ビジョン」の基本理念や方向性を引き継いだ「第2次岐阜県教育ビジョン」を策定しました。その中で、「学力向上を核とした小・中学校教育の改善」、「中長期的な将来を見据えた高等学校の改革」、「卒業後を見据えた特別支援学校の充実」を重点的な取組と定め、「清流の国ぎふ」の未来を担う子どもたちの育成を一層推進してきました。

今、少子高齢化やグローバル競争はますます激化し、さらに、子どもたちが生きていく2030年以降の社会では、技術革新の一層の進展（第4次産業革命*）、超スマート社会*（Society5.0）の到来など急激な社会・産業構造の変化が予測されています。

こうした変化を見据え、子どもたちに、予測困難な状況の中で問題の核心を把握し、その解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力を身に付ける取組が求められています。

このため、「第2次岐阜県教育ビジョン」の基本理念や方向性を継承しつつ、「第2次岐阜県教育ビジョン」の成果や検証を踏まえて、社会経済情勢の変化や新しい課題に向き合い、柔軟に対応していく新たな岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）を策定しました。

2 計画の位置付け

- 「世界的な視野をもち、『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」を基本理念とする、岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3）のアクションプランとして、今後推進すべき具体的施策を明らかにした計画です。
- 教育基本法第17条第2項に基づいて策定する岐阜県の教育振興基本計画です。
- 人口減少・少子高齢化の進展の中、超スマート社会の到来、人工知能（AI）等の急速な技術革新、教職員の働き方改革などの社会情勢の変化や新しい課題に対応した計画です。
- 「第2次岐阜県教育ビジョン」の基本理念や方向性を継承しつつ、国の「第3期教育振興基本計画」に沿って見直しを図った計画です。

【教育基本法第17条】

- 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

- 2019年度から2023年度までの5年間

4 策定手続

- 外部有識者や保護者代表で構成される「第3次教育ビジョン策定委員会*」や「スクールミーティング*」に加え、現場教職員も交えた意見交換、パブリックコメントなどを通じ、多くの県民からの意見を反映
- 県教育委員会における審議及び「岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」における「教育の振興に関する計画」として県民のコンセンサスを得ながら、県議会の議決に基づき策定

5 全体構成

岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）では、第2章で岐阜県教育が目指す姿の基本的な考え方を示し、その実現を目指すための5つの基本方針を示しています。第3章では、岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）の施策の体系について、5つの基本方針に沿って、28の目標を設定し、現状と課題を明らかにした上で、目標を実現するために必要となる主な教育施策を示しています。また、その進捗状況をできる限り客観的に把握するために、主な施策の「施策実施指標」の目標値を設定しています。第4章では、岐阜県教育振興基本計画を着実に推進するための進行管理の方法を示しています。

最後に、参考資料として、教育を取り巻く状況（社会状況の変化や岐阜県教育の現状）をデータで示しています。

第 1 章	岐阜県教育振興基本計画の策定にあたって
第 2 章	岐阜県教育が目指す姿
第 3 章	施策の体系
第 4 章	岐阜県教育振興基本計画の推進と進行管理
参考資料	教育を取り巻く状況

